

福岡県医師会第44号(地)
平成21年4月3日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

宗像市乳幼児医療費助成制度の拡大について

宗像市乳幼児医療費助成制度につきましては、子育て支援の一環として保護者の経済的な負担を軽減するため、福岡県乳幼児医療費助成制度をさらに充実させ、平成21年4月1日診療分から乳幼児医療費助成対象者年齢を就学前から小学校1年生まで拡大する旨、宗像市より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

制度改正内容は、下記のとおりとなっております。

なお、この制度の実施方法につきましては、現物支給方式とし一部負担金等も従来の県の制度と同じ取り扱いとなっております。

つきましては、貴会会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 制度改正内容

【実施時期】 平成21年4月1日診療分から

対象者	就学前		小学校1年生
	3歳未満	3歳以上就学前	
医療証の色	ラベンダー * (乳) 医療証		桃色 * (子) 医療証
負担者番号 受給者番号	従来どおり		
有効期限	適用日～就学前の3月31日まで		就学後4月1日～翌年3月31日まで *有効期間は1年です
一部負担金	なし	* 県制度のとおり 通院：600円/月 入院：500円/日 (月7日限度)	

* 毎年、小学校1年生の対象者の医療証は4月1日で切替。医療証の色、有効期限の

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

切替。

*就学後（小学校１年）の対象者で、障害者医療、ひとり親家庭等医療制度に該当する人は、それぞれの制度の助成が受給可能。（状況に応じて使いわけ）

*生活保護世帯は除く。

20 宗国第 1658 号
平成 21 年 3 月 27 日

福岡県医師会会長 様

宗像市長 谷井 博美



宗像市乳幼児医療費助成制度の拡大について

時下、貴台におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本市の医療費支給事業および医療保険行政に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび本市は子育て支援の一環として保護者の経済的な負担を軽減するため、福岡県乳幼児医療費助成制度をさらに充実させ、市独自の乳幼児医療費助成制度として、平成 21 年 4 月 1 日診療分から乳幼児医療費助成対象者年齢を就学前から小学校 1 年生までと拡大することといたしました。

つきましては、この事業をご理解のうえ、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法につきましては、現物支給方式とし一部負担金等も従来の県の制度と同じ取扱といたします。この事業を周知していただくため、会員の皆様への周知方よろしくようお願い申し上げます。

問い合わせ先

宗像市健康福祉部国保医療課

国民健康保険係

Tel 0940-36-1363

Fax 0940-36-7015



(別紙)

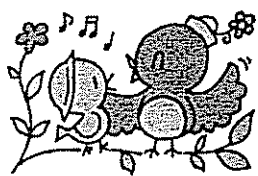
宗像市乳幼児医療費支給制度

◆ 制度改正内容

【実施時期】 平成 21 年 4 月 1 日診療分から

対象者	就学前		小学校 1 年生
	3 歳未満	3 歳以上就学前	
医療証の色	ラベンダー	* (乳) 医療証	桃色 * (子) 医療証
負担者番号 受給者番号	従来どおり		
有効期限	適用日～就学前の 3 月 31 日まで		就学後 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで *有効期間は 1 年です
一部負担金	なし	* 県制度のとおり 通院：600 円／月 入院：500 円／日（月 7 日限度）	

- * 毎年、小学校 1 年生の対象者の医療証は 4 月 1 日で切替ります。医療証の色、有効期限が替わりますのでご確認ください。
- * 就学後（小学校 1 年）の対象者で、障害者医療、ひとり親家庭等医療制度に該当する人は、それぞれの制度の助成を受けることができます。（状況に応じて使い分けていただきます）
- * 生活保護世帯は除きます



宗像市の乳幼児医療拡大

平成21年4月1日から乳幼児医療費を 小学校1年生まで助成します

対象者	宗像市に居住して国民健康保険または社会保険に加入し、乳幼児医療費の受給資格の認定を受けていることが条件です
	0歳～小学校1年生まで（7歳に達する日以後最初の3月31日まで。4月1日生れは前月末）

※小学校1年生の児童で、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の受給資格のある方は併せて受給資格がもてます。（申請が必要です）

※生活保護を受給している世帯の方は乳幼児医療の対象になりません。



● 助成の範囲

◎ 保険適用分の入院・外来の医療費

一部負担金及び健康保険がきかない費用と入院中の食事代等は除きます。

* 県外の医療機関では使えませんので一時立替えてお支払ください。

……払戻しの請求は宗像市国保医療課へ。

● 医療証の区分

◎ 0歳から就学前【福岡県 宗像市乳幼児医療証】……ラベンダー色（従来どおり）

◎ 小学校1年生【宗像市乳幼児医療証】……桃色（就学後の4月1日から有効）

* 0歳から就学前乳幼児と小学校1年生の児童の乳幼児（子ども）医療証は切替りますのでご注意ください。

● 医療証申請・交付

◎ 受給資格がある方には、新しい乳幼児医療証（小学校1年生分）を送付します。（3月中に送付します）

◎ 申請していない方は、市役所で乳幼児医療の申請を行ってください（健康保険証、印鑑、他添付書類持参）

* 申請月の初日からの適用になります



問合せ先

宗像市健康福祉部国保医療課

国民健康保険係 TEL0940-36-1363